

開成町立学校に係る部活動の方針

開成町教育委員会

前文

学校の部活動は、運動・文化活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われている。体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化活動を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・文化活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行わなければならない。
- この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、平成30年12月に文化庁において、「文化部の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。また、神奈川県においても、国のガイドラインに則り「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」が平成30年4月に策定され、平成31年3月に改定された。
- 開成町教育委員会では、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に本方針を策定し、改定を行った。
- 本方針は、運動部活動と文化部活動に適用する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、学校教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成したものを公表する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示すること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- イ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- ウ 日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。
- エ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。
- オ 校長は、年間指導計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、生涯をとおして多くの機会に運動や文化活動に親しめるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しむような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

また、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を参考にするとともに、環境省・気象庁から熱中症警戒アラートが発せられた場合は、空調設備等のない場所での活動は原則として行わないこと。

※「熱中症予防運動指針」において、暑さ指数（WBGT）31℃以上では、「特別の場合以外は運動を中止する。

特に子どもの場合には中止すべき。」とし、運動は原則中止としている。

※ 熱中症警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）が33℃以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表される。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。また、休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

◎週当たり平日1日以上、週休日（祝日及び土曜日、日曜日）1日以上の休養日进行けること。

[具体的な運用について]

- ① 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、週休日の休養日を別の日に振り替えることを可能とする。
- ② 1日の活動時間は、活動の準備や休憩等に係る時間を含めて、平日は朝及び放課後の活動を合わせて3時間以内、学校の休業日は4時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とする。
- ③ 地域や学校の実態を踏まえたうえで、定期テスト前後の一定期間等や、職員会議、授業研究会、学校行事等（入学式、卒業式、体育祭、文化祭など）、行事等の前日準備や前日指導のある日など、また、長期休業中の週休日・学校閉庁日、年末年始（12月29日～1月3日）などを学校全体として原則、休養日とする。

※平成30年3月スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ時間に関する研究から、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいとしている。また、平成30年12月文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めている。運動・文化部活動いずれのガイドラインも「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度としている。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、

地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

5 取組の検証

本方針に示す町立学校の部活動に係る取組については、適宜取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

6 その他

国の基本的な方針や目標等を定めるスポーツ庁策定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁策定の「文化部の在り方に関する総合的なガイドライン」、を参考にし、取り組むこととする。

附 則

この方針は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年5月1日から施行する。